

生涯教育到達目標（公衆栄養）

大項目	内容	目標	経験年数における到達レベル				基本研修 中項目 番号	実務研修 番号
			3年	5年	10年	15年以上		
			レベル I	レベル II	レベル III	レベル IV		
専門職としての役割と倫理	職業倫理をベースにした態度や行動規範の理解	生命の尊厳を理解し、ふさわしい行動ができる	III	III	IV	IV	1	
		医療職としての倫理規範を理解し実践できる	III	III	IV	IV		
		患者・障害者の権利、インフォームドコンセントを理解し、行動ができる	III	III	IV	IV		
		守秘義務について理解し遵守できる	III	III	IV	IV		
		管理栄養士・栄養士の職業倫理を自覚し、対象者に対してふさわしい行動をとることができる	II	III	IV	IV		
		対象者への適切な接遇ができる	II	III	IV	IV		
		同僚や他部門関係者と適切なコミュニケーションをとることができる	III	III	IV	IV		
	組織と活動の理解	栄養士会組織の公益性を踏まえた活動を理解し、実践できる	III	III	IV	IV	2-2	
		栄養士会を自らのキャリア形成や仲間づくり、情報収集に活用することが大切であることを理解できる	III	III	IV	IV		
栄養士会の活動に参加し、仲間づくりができる		III	III	IV	IV			
職業人（医療職）としてふさわしい態度や行動規範	組織の理念や機能や行動規範の理解	組織の理念や機能を理解し、それを実現しようと努力することができる	II	III	IV	IV		
		組織や各種計画の目標を踏まえ、上司や関係者と調整しながら、地域の健康課題に対応した健康づくり・栄養分野の短期・中期・長期的な事業計画を立てることができる	II	II	III	IV		
		上記の短期・中期・長期計画に沿った評価の設定ができる	II	II	III	IV		
		計画の目標達成に必要な各種保健福祉事業を企画立案することができる	II	III	IV	IV		
		計画を推進するため、組織内調整を行い、予算確保、関係機関との合意と協働が得られるための体制を整えることができる	I	II	III	IV		
		業務上の報告・連絡・相談を適切に行なうことができる	III	III	IV	IV		
		円滑な部門運営の	決められた業務を時間内に実施できる	II	III	IV		
	健康づくり・栄養部門の活動目標を設定し、課題解決を図ることができる		II	III	IV	IV		
	スタッフの業務遂行能力を評価できるとともに相談にのることができる		II	III	IV	IV		
	労働安全衛生法に基づいた労務管理ができる		I	II	III	IV		
	費用対効果を考えた選択ができる		II	III	IV	IV		
	担当部門の業績評価ができる		II	III	IV	IV		
	所属長や幹部に管理栄養士・栄養士の役割や成果、業務運営に必要な要求を根拠をもって主張できる		I	II	III	IV		
	関連委員会を運営することができる		II	III	IV	IV		
	食と栄養に関する基礎知識	国の施策の方向の理解	専門職として国や地方自治体の公衆衛生活動の推進の方向を理解し活動できる	II	III	IV	IV	2-1
食事摂取基準や各種ガイドラインの理解		栄養管理や指導に必要な食事摂取基準やガイドライン等の最新知識を理解し、活用できる	III	III	IV	IV	2-3	P23
薬と食物の相互作用の理解		薬と栄養・食物との相互作用を理解し、活用できる	III	III	IV	IV	2-4	P25
保健機能食品や栄養成分表示制度の理解		サプリメントや病者用食品、機能性食品を理解し、適切に活用できる	III	III	IV	IV	2-6	P25
栄養の指導の概念の理解		「栄養の指導」の本質とその実践形態を理解し、説明できる	II	III	IV	IV	2-2	P44. 45 46. 47
栄養と栄養素		各種栄養素の主な役割と代謝を理解し、説明できる	III	III	IV	IV	2-5	P25
食事管理プロセス	献立の調整	食事摂取基準を踏まえ、対象者及び集団における適切な目標設定ができる	III	III	IV	IV	3-2	P30 P90
		上記目標に対応した食品構成表を作成することができる	III	III	IV	IV	3-3	
		対象者及び集団に適した献立を作成することができる	III	III	IV	IV	3-4	
	調理・配膳	調理標準作業書が作成できる	II	III	IV	IV	3-5	
		調理体制を整備し、評価・向上への取り組みができる	II	III	IV	IV		
		機器・器具などの管理・点検・整備を行うことができる	II	III	IV	IV		
	食材管理	食材に関する法的規制等に精通し、遵守できる。	II	III	IV	IV	3-5	P35
		適切な食材の発注・検収・在庫管理等ができる	II	III	IV	IV		
		食材に関する経営管理分析ができる	II	III	IV	IV		

大項目	内容	目標	経験年数における到達レベル				基本研修	実務研修	
			3年	5年	10年	15年以上	中項目番号	番号	
ブ食 ロ事 セ管 ス理	感染対策	食中毒、感染症発生時の緊急対応方法が実践できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	3-7	P37	
	食品衛生管理	大量調理マニュアルに基づいた衛生管理ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	3-8		
	評価と記録	検食、嗜好調査、残食調査等により食事評価を適切に行い、食事管理に活用できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	3-6	P30 P39	
栄 養 ケ ア プ ロ セ ス	栄養ケアプロセスの概念の理解	栄養ケア・プロセスを理解し、活用できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-1	P43 P44 P45 P46 P47	
	栄養記録	栄養記録の意義を理解し、活用できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-10		
		栄養ケアの記録を書くことができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
		栄養ケアの記録が書ける（POSの目的や仕組みを理解し、SOAPに従った記録が書ける）	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
	栄養スクリーニングの理解と実践	栄養スクリーニングの方法を理解し、実践することができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-2	P43 P44 P45 P46 P47	
	栄養アセスメントの理解と実践	栄養アセスメント指標の役割を理解できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-3		
		個人や地域の特性や健康・栄養課題を把握するために、他分野・多職種と連携し情報を収集・蓄積することができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
		必要な調査を行うとともに、既存データを収集整理して評価し、報告することができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
		対象者や集団の適切な栄養評価ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
	栄養アセスメントの記録	アセスメントをした根拠とその結果を記録することができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-4		P44
	栄養診断の理解と実践	栄養診断の概念を理解し説明できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
		原因や関与する危険因子を決定し、対象者に合わせた栄養診断ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
		地域全体の保健情報を一元化し、地域特性や健康・栄養課題を明確にすることができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
	栄養介入の計画	栄養診断に基づき、個人及び集団、地域の特性を考慮した栄養指導計画を作成することができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-5	P45	
	目標設定と行動計画	個人または集団に対する適切な食事の選択や提案ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-5		
		自治体の優先健康・栄養課題に対応した健康増進計画及び食育推進計画等の策定および有効な施策を提示することができる	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ			
	行動変容の理論	行動科学的技法を用いた指導ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-6	P46	
	カウンセリング	対象者が主体的に行動変容を行うように適切に傾聴、対話を行うことができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
	個人を対象にした栄養指導	個別支援計画に沿った栄養指導ができる。また、個人の健康・栄養課題の収集蓄積が、地域の健康・栄養課題であることに気づく。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			4-7
		個別事例の支援について、必要に応じ調整会議を開く等、関係者とチームを組んで、困難事例に対応することができる	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ			
	集団を対象にした栄養指導	集団指導計画に沿った栄養指導が実施できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-8	P47	
	地域全体への栄養介入	自治体毎の健康増進計画、食育推進計画等の目標達成に向けた地域の栄養介入ができる。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
	栄養指導媒体	効果的な指導媒体を選択または作成できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
	栄養指導に必要な献立と調理	対象者の栄養課題に応じた献立を作成し、調理指導ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-10	P411 P412	
	栄養指導記録	栄養ケア及び栄養介入の記録が書ける。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
	他職種等との連携・地域連携	組織のチーム（保健福祉）に参加し、他職種と連携しながら管理栄養士の役割を果たすことができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-11, 12		
		必要に応じて関係機関及び他職種と連携して業務を実施できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ			
都道府県と市町村が連携して、地域の栄養ケアを検討、実施する関係づくりができる		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ				
保健・医療・福祉を含めた地域栄養活動の連携体制づくりができる（食育ネットワーク、地域職域連携、在宅栄養ケア等）		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ				
他職種と連携をとりクリニカルパスを適切に運営できる		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ				
地区組織の育成の重要性について理解し、養成・育成が計画的に実施できる		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ				
住民の主体的な健康づくり・栄養改善活動を育成・支援することができる		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ				
栄養モニタリングと評価	適切な指標を用いてモニタリングと評価ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	4-9	P21		
	モニタリングの結果から問題点の整理ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ				
	対象者のQOLをふまえた栄養ケアの評価ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ				
	各種計画における位置づけや、他の事業と関連づけながら、個々の事業評価ができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ				
	より上位の事業計画や重点目標に沿って、地域栄養活動を評価できる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ				
	事業ごとに評価指標を設定し、達成状況を客観的に評価し、次年度に反映させることができる	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ				

